

総務生活委員会会議録

1 日 時 令和5年11月7日(火曜日)

開会 午前9時57分

閉会 午後1時17分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	山田雅徳	副委員長	岡崎亨一
	委員	森安健一	委員	三宅啓介
	〃	高谷幸男	〃	津神謙太郎
	〃	山口久子	〃	剣持堅吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西村佳子	同次長	宇野裕
同主任	東宗利		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
危機管理室長	丸山幸司	総合政策部長	梅田政徳
政策調整課長	岡本紀子	人口増推進室長	目黒由基
総務部長	内田和弘	総務課長	小川修
総務課主幹	藤原優	財政課長	横田優子
財政課主幹	岡真里	財産管理課長	小野達史
財産管理課主幹	林琢也	契約検査課長	鹿野雅弘
税務課長	柚木均	税務課主幹	高谷正樹
市民生活部長	新谷秀樹	交通政策課長	小原靖子
交通政策課主幹	林輝昭	建設部長	河田秀則
建築住宅課長	八重信幸		

6 調査事項及び報告事項その結果

調査事項

- (1) 災害対応備蓄品等について
- (2) 雪舟くんの現状について
- (3) 専門職の資格について

報告事項

- (1) 空き家対策について
- (2) 新庁舎建設工事の進捗及び変更について
- (3) 井原鉄道に対する固定資産税及び都市計画税の課税免除について

7 報告及び調査経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前9時57分

○委員長（山田雅徳君）

ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

調査事項の1、災害対応備蓄品等についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 災害対応備蓄品等について御説明のほうをさせていただきます。

資料1の横の表を御覧いただければと思います。

市のほうで備蓄しているリストの一覧表であります。右のほうに拠点ということで、中央拠点、西拠点、北拠点、左のほうに各拠点に対する分散ということで、公共施設のほうへ備蓄のほうをさせていただいております。その中で、中央拠点ということで、常盤の防災倉庫のほうへ主に備蓄食や飲料水、毛布、おむつ、生理用品、汚物袋に加えてマスクや消毒用アルコール、ハンドソープ等々の感染対策用品も備蓄している状況であります。小・中学校につきましても、その表にありますように、拠点倉庫以外にも書かせていただいております。池田小学校や西小学校、新本小学校、昭和中学校、維新小学校、そして西部の拠点として総社中学校へ備蓄のほうをさせていただいております。主に備蓄食や飲料水、毛布、マスク、こういったものを分散備蓄のほうをさせていただいております。

それから、一時避難所として、小学校の多目的トイレの状況です。

次の裏のページを御覧いただければと思います。

今、市内小学校の多目的トイレの整備状況というのは御覧のとおりです。その中で、今年度、神在小学校がトイレを整備中でありまして、今年度末で15校あるうち10校が整備済みとなる予定であります。残りの5校については、阿曾小学校や昭和小学校のように、すぐ近くに阿曾分館や昭和公民館がありますので多目的トイレがあります。そういった立地条件にある学校や、秦小学校や新本小学校のように、土砂災害警戒区域に入っておりますので実際に避難所として開設が困難であることが想定される学校については、これまで整備を行っていない状況であります。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） おはようございます。

資料1の備蓄品の関係なんですけど、この表からいくと市の管轄ということで表に表されているんですけども、まだそのほかに各自治会が、地域づくり協議会が管理しているところとか、またもう

一つですけども、その自治会があるところの、もしよければこういった表にできるかどうか教えていただきたいなと思います。

○委員長（山田雅徳君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 森安委員からの御質問にお答えさせていただきます。

地域の地域づくり協議会もそうですが、それ以外にも町内会とか小学校とか、学校については学校で避難訓練とか、そういった防災訓練に、そういったイベントで使うということで備蓄食のほうを提供させていただいたり、自主防災組織のほうにも備蓄というのもあるとは思いますが、主には地元でのイベントで啓発の意味も含めて提供させていただきたいということで、提供させていただいてるところです。地元から備蓄を主として言っていたら提供させていただいているのが、すみません、この資料1の表の富山分館とか槁分館、ここへ提供をさせていただいている現状でございます。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） ありがとうございます。いろんな小学校とか町内会とか、管理してるんですけども、そういった箇所、僕からすると、こうやって市がしてる管理の表は作ってあるんですけども、どこどこに、地元やったら分かるんですけど、どこどこにそういった箇所、こういった表にはできるかどうか、可能であればさせていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 森安委員の御質問にお答えさせていただきます。

地元のほうでは、備蓄を前提で提供させていただくときには、この表のほうへ載せさせていただくようにしています。あとはイベントで消費なんで、その場で住民の方へ配っていただいているのが主になりますので、基本はこの表に載ってるのが備蓄という形で、うちのほうは把握は。

（「自主防災組織やこうが持つとるようなところがあつたら表にしてくれんかという話」と呼ぶ者あり）

○危機管理室長（丸山幸司君）（続） 表のほうにさせていただきます。今後そういう話があれば、表のほうへ載せさせていただきます。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） ありがとうございます。ぜひこういった表で、もしいろんな箇所で、小さいところもあると思うんですけども、我々が見て、ここだけかなというような形ではなく、もっとオープンにいただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山田雅徳君） 答弁よろしいですね。

他に質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 資料の提供ありがとうございます。

前回、すみません、日付は覚えてないんですけども、この体制の前の高谷委員が委員長のとき

に、この常盤の防災公園の備蓄の状況を拝見をいたしました。そこについて、ここにいらっしゃる委員の方で6人は中を副市長と一緒に拝見したかと記憶しておるんですが、平成30年西日本豪雨災害を受けて、あの備蓄品の整理の状況、職員が手で、わっせわっせ、こうやらなければいけないような状況にあるなどということで、もともと防災倉庫として常盤の倉庫があったのかどうなのかが疑問でして、正直非常に使いにくいと。有事のときには、非常に物が出しにくい。フォークリフトも入れない。ある方に聞きますと、棚を置くと物が入らなくなるとか、そういう状況も伺いました。そうすると、もう正式なトラックを横付けしてフォークリフトで運んで、人海戦術に頼るのではなくて、そういった軽快なフットワークでできるような体制が必要かと思えますけども、今の常盤の防災倉庫の成り立ちですとか、これからの考えですとか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） お答えができますか。

危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 岡崎委員の御質問にお答えをさせていただきます。

8月に総務生活委員会のほうで常盤の防災倉庫のほうを見ていただいたと思います。備蓄のほうにつきましては、種類ごとに置かせていただいて、小物については棚を活用しながら種類ごとに置かせていただいている状況です。備蓄食等とか消費期限がある物もありますので、そういったものも明示をしながら消費期限の管理も行っているところです。委員言われるように、あそこの倉庫にオートトラックが横付けできるかという、到底そういうことは不可能な状況ですが、中央部でそれなりの倉庫、収納率のある倉庫というのはほかにはありませんので、あそこを拠点という形で今現在、運用させていただいているところです。

常盤公園のいきさつについては、申し訳ありません。

○委員長（山田雅徳君） 副市長。

○副市長（中島邦夫君） ちょっと補足させていただきます。防災公園のいきさつ、私も存じておりません。分かりませんが、委員と一緒にあそこを見させていただきました。あの面積に対して、中へ入っている量はもう限界か、限界以上入っていると思います、実際。やはり防災倉庫、誰が入っても災害時に物を探すんじゃなしに、すぐある場所が分かって搬出できないと役目を達しないと思いますので、またもうちょっと分散できる場所があれば分散するとか、そういった全体を今後検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（山田雅徳君） 副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 承知をしました。副市長が常盤の防災倉庫の成り立ちが分からない状況では、その辺はあれですが、それはまあいいとしまして、今の答弁、整理してからまた分散も考えるという答弁を頂戴しましたので期待をしております。

これを見ますと、私もたしか平成29年、災害の前にこの備蓄のことを、分散備蓄をお願いしたかと思っております、多目的トイレの小・中学校の体育館についてもそうなんですけども、これを見ますと、今、小学校は四つ、中学校は一つに備蓄をされてます。ほかのところの小・中学校に備

蓄しないのは何らかの理由があるかと思うんですが、それは備蓄をされてない地域ですとか学校は、地域づくり協議会の会長ですとか小学校の校長ですとかそういった方は、我がところに備蓄をされてない理由はしっかり周知をされてるんでしょうか、いかがでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 岡崎委員の御質問にお答えをさせていただきます。

一部のところでの備蓄というのを周知というところまでは正直しておりませんが、委員が言われるように平成29年に市内の全学校へ備蓄のほうをお願いをさせていただいた経緯がございます。そのとき各学校と話をさせていただいたんですが、スペース的な問題でなかなか御協力がいただけなかったというのが背景にあります。子どもが多い学校は、なかなか空いているスペースがない。空いているスペースがあるけど、備蓄食、食べ物とか飲物がありますので、鍵がかかって高温多湿じゃない場所、そういったことも市のほうからも条件としてお願いはさせていただいていた手前、なかなか場所的な調整が取れなかったというのが背景にあります。協力いただけたのは、今ここに載っている表の学校になっている状況です。今後、今副市長言われましたように、今後もうちょっと分散ができるかどうか、そういうことも検討しながら、ただ分散をし過ぎると備蓄量が必要以上に増えるというリスクもあります。学校以外でも公共施設を避難所として開設する可能性もありますので、備蓄をし過ぎると結局、今度はいろんなところからつまみながらこの開設したところへ持っていけないといけないことも考えられますので、分散の度合いと、あと配送、委員が心配していただいている配送時間に時間がかかる、そういったことも考慮に入れながら、分散の在り方というのを再度検討させていただければと思います。

○委員長（山田雅徳君） 副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 承知をしました。最適化をしていただければと思います。校長も地域づくり協議会の会長も都度都度人事で替わることがあります。しっかりとその辺を連携を取っていただいて、うちにはなぜないのかとか、うちにはなぜあるのかとか、どれだけの物があるのかとか、しっかりと連携を取っていただいて、分かってないということがないようにしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それと、多目的トイレであります。先ほど説明がありました。阿曾小学校、昭和小学校については、もう近くのところにあるので理解をしました。秦と新本が急傾斜地か何か、あれですかね。そうすると、もう多目的トイレ、小・中学校の体育館の多目的トイレ化は終わったと、完了したという認識で、昭和小学校は義務教育学校の件がありますから別としましても、多目的トイレ化の事業は終わったという認識でよろしいですか。

○委員長（山田雅徳君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 岡崎委員の御質問にお答えします。

教育委員会のほうがこれを整備していつている状況もありますので、教育委員会のほうで取りあえず終わったというところまでは聞いてはいないんですが、今まで整備していない状況というの

は、こういった状況で今やってないんですということでお話のほうを聞いております。

○委員長（山田雅徳君） 副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 承知をしました。教育総務課ですかね、担当課は。連携だけ取っていただいて、しっかりどういう状況で、終わったか、終わらないのか、継続なのか、その辺も認識を担当課で、危機管理室のほうでもしていただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それと、これには載ってないんですが、体育館に避難した場合、よく台風で、以前の平成29年か何かの私の質問のときに、どうしてもスマホじゃないガラケーの方たちがテレビとかのNHK等の台風状況でいつ頃帰れるかというのを知りたいということで、体育館にテレビのジャック、いわゆる増設ケーブルですね。そういったものも整備をお願いしたかなと思います。ここも教育総務課になるかも分かりませんが、その辺が、全小学校に必要なかも分かりませんが、どこまで必要なのかというの、その辺は把握をされてますか、どうですか。

○委員長（山田雅徳君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） テレビジャックにつきましてですが、現在6校で整備済みです。今年度は2校整備する予定でありまして、残り7校についても教育委員会のほうと確認しておりますが、全てに整備をするということで方針を伺っております。

○委員長（山田雅徳君） 副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 承知をしました。いざ5年前、もう起こってほしくない災害でありますけれども、災害対応のときに、うちの職員、本当に寝ずの仕事をしていただいて、非常に感謝をして、素晴らしいなと思っておりますが、前と同じことが起こった場合、それ以上のことが起こった場合に、あの経験をした以上は、やはりもう残業手当ですとか休日手当ですとかを出せばいいんだという感じではなくて、やはり市のトップの方たちは少しでも職員が楽をするというか、最適に動ける、無駄な動きがないような、そういった備蓄、整備をしっかりと考えて、予算があることですから計画的にお願いしたいと思いますので、副市長、政策監、よろしく願いいたします。

○委員長（山田雅徳君） 政策監。

○政策監（難波敏文君） 岡崎副委員長からいろいろ、分散備蓄、それから多目的トイレ、テレビジャック等の御質問をいただきました。

いずれにいたしましても、分散備蓄のほうは、今、山手方面、東方面というのがないという状況もあります。これは、各小学校にそれぞれするのがいいのか、拠点として東西南北どこかに拠点を設けるのがいいのか、そういった面も含めまして、よく検討させていただきたいというふうに思っております。

それからまた、教育委員会が所管するものが数々ありますけれども、この教育委員会の状況につきましてもやはり危機管理室が情報は全部知っていると、連携を取りながらも危機管理室のほうを整備状況を全部把握できるというようになってないと駄目だというふうに思っておりますので、そう

いったことも教育委員会と連携を取りながら、今後、情報共有のほうをさせていただきながらよりよいものにしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

では、私から、すみません。全体的な備蓄品の考え方についてお尋ねをしたいんですけども、今こういった形でそれぞれどれぐらいの数というのを出示していただいています。かといって総社市民全員の人口から考えると、この数でいいのかとか、そういったことも考えられるんですが、今ある数を、この数でいいのか、どういった考えで総社市民の人口に対して今備蓄をされているのか、何か考えがあってこの数になっているのか、まだまだ足りないんだけどこの数になっているのか、取りあえず拠点があって、入れられる物を入れた結果、今この数になっているのか、全体感の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 山田委員長の御質問にお答えをさせていただきます。

備蓄の数量につきましては、県のほうが南海トラフ地震を想定しまして被害想定シミュレーションを行っております。その中で、県が全体の被災者、全県下でどれぐらいの被災が出るという数字が出ておまして、その中で総社市の人口はこれぐらいの被災者が出るだろうという数字が示されております。その中で、県が3分の1を見ると。そして、市のほうで3分の2を備蓄しておくよというこの目標数値が示されておまして、食料につきましては3万8,200食、これは3日分です。3日分の食料として3万8,200食を目標値として示されております。毛布は1,600枚、それから簡易トイレ、トイレ関係が2万4,400回分等々ありまして、その数字をベースに置かせていただいて、備蓄食のほうとか、県が示していない備蓄品もありますが、示している分については充足するように努力をしているところです。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） すみません、ありがとうございます。今3万8,200食とか数を出していただいているのは、3分の2の総社市の受持ちではなくて、全体でということですか。

危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 申し訳ありません。3分の2の総社市が備蓄する数として3万8,200食を示されております。

○委員長（山田雅徳君） 分かりました。すみません、ありがとうございました。

他に質疑はないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件について、さらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、調査事項の2、雪舟くんの現状についての調査に入ります。

では、当局の説明をお願いします。

交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 調査事項の2、雪舟くんの現状について御説明いたします。

1、登録者数及び1日平均利用者数についてですが、令和4年度末の登録者数は延べ2万1,059人で、登録申請のあった方の累計です。令和4年度、1日平均利用者数は177人です。コロナ感染の状況により、令和2年度から定員を減らして運行していましたが、令和5年5月からは定員5人に戻しており、今年10月の1日平均利用者数は192人でした。

次に、2、地区ごとの利用状況について。令和4年度のアンケート結果から、利用者の各地区別の状況をお示ししております。共通エリアから地区エリアまでを移動した人の移動のデータの集計はシステム会社へ依頼しないと集計できず、御依頼の期間では回答が難しかったため、アンケート結果をお示ししました。このアンケートは、雪舟くんの運行について継続的に集計しているデータでして、毎年度、利用者アンケートを実施して、声をお伺いしております。

おはぐりいただいて、3、時間ごとの利用状況について。過去3年間、時間便ごとの利用者数、1日平均を算出したグラフです。

次に、4、財務状況について。利用料収入と新生活交通経費のうち、臨時経費を除いた運行経費と、その差引き及び9台の車両更新費用と運行システムの更新にかかった経費をお示しいたしました。

以上が調査の御依頼のありました回答でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 資料の提供ありがとうございました。ちょっとお伺いをするんですが、今、コロナが5類になってから約半年近くたつんですが、その中でもインフルエンザがはやっているので、5人乗車のところを抑えとるといようなことも聞いたんですが、そんなことはないですか、いかがですか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 5月以降は5人の定員で運行しております。

○委員長（山田雅徳君） 副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 承知しました。

それと、登録者数がこれは累計になっておる、登録者数が累計というのはどういうふうに理解したらいいんでしょうか。これでいくと、令和2年、令和3年、令和4年ごとに2%ずつ増えとる数

字なんですけども、実際の登録者数が令和4年度は2万1,059人ということでよろしいんですかね。累計という、何かかぶつとるようなイメージが出てくるんですが。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 登録者数は、御登録の申請があった方についてカウントしております。ですから、この中には既に転出した方も含まれております。運行当初からの人の人数の合計になります。転出者とか死亡者も含まれております。登録をやめてくださいという方については登録を減しますけれども、ずっとデータとして残っているので、雪舟くんのデータが住民記録とは別にありまして、申請のあった数だけのカウントになっております。

○委員長（山田雅徳君） 副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 承知をしました。死亡者、転出者がそのまま残っておるといのがあまり有効的ではないかなという感想を持ちますけれども、正直申しまして我が市は将来どうなるか分からないようなLRTという問題も抱えておりますので、昔のような部長マニフェストのようなことも今ありません。ですから、雪舟くんというものがどこへ向かっていこうとするのか、都度都度リニューアルをされてきたかというふうに記憶をしておるんですが、まだまだ非常にもったいないなという感もしております。今、LRTについての体制に向かってを論じてもしようがないですけども、財政的なものを見てもう福祉的な事業だなという認識をしております。ですけども、これは市民で登録じゃないと使えないということで非常に内向きな制度かなというふうに考えておるんですが、中には病院とかに行かれて帰りがなかなか、この予約システム上、非常に難しいということも聞いております。1乗車300円に慣れてしまうと、なかなかタクシーで帰るといのが非常に抵抗がある。それは距離にもよりますけどもというところで、増車の対応もしておるかと思うんですが、正直これ、どういった形に向かっていこうかという質問になるんですが、現状としてですね。難しいかと思うんですが、どうしても帰りが非常に厳しいと、予約がということで、なおかつこの表を見てもやっぱり午前中に殺到するケースが多くて、予約センターを拝見したときも、また別のシステムを導入されるという話も伺いますが、パズルを組み合わせるような形で、難しいな、大変だなというふうにも思うんですが、なかなか平準化も難しいかと思うんですが、雪舟くんの効率化ですね。その辺をいかにお考えなのかなとちょっと聞きたいんですけども。

○委員長（山田雅徳君） 市民生活部長。

○市民生活部長（新谷秀樹君） 岡崎副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

非常に言いにくいというか個人的な見解という部分も若干入るかもしれませんが、先ほど質問の中で福祉的な方向性がどうかというところも御発言があったように、今現在の利用者の傾向を見ると、導入当初からいうと福祉的な利用のほうが多い、年々多くなっているというのが事実でございます。ただ、今後そこを、雪舟くんそのものを公共交通じゃなく福祉的な交通というふうに切り替えてしまうと、そこは道路運送法上の許可の関係で一般の方が乗れなくなるというようなケースもありますので、福祉交通になってしまうとですね。ですから、今の公共交通という許可のまま、今

この雪舟くんは運行していくというか運営していく必要があるかと思えます。

一方で、利用される方の傾向値は、今回の資料でお示ししているように圧倒的に午前中が多いので、そこを何とか午後便に運行して平均化すればお断りの件数も多少減ったりということもできるんじゃないかというところを我がほうでは研究はしてきてるんですが、どうしても病院とかに早く行って午前中に用事を済ませたいというふうな御意見の方もいらっしゃいますから、なかなかストレートに着手できるようなところがないのが現状でございます。ただ一方で、午前中がどうしてもお断り件数が多いので、その部分に対しては、予算的な制約もあるかもしれませんが、少し手を打っていききたいというふうなところは感じています。

これはあくまでも現状というか即時的な部分で、将来的にどうがいいかということになると、先ほどLR Tの話もありましたが、いつか我がほうも考えたんですが、市内全域をくまなく走るデマンド型というのが本当にどうなのかというところを考えたこともあります。もう少し、例えば拠点拠点の中でハブ的につないでいくように、二次交通、三次交通というふうな仕組みの中の 하나가雪舟くんというところもいいんじゃないかというところも考えたことはあるんですが、どうしてもドア・ツー・ドアということに慣れてる方が多くいらっしゃいますので、なかなかその課題が一つあるのと、市内の中の例えば利用が多い箇所をつなぐような二次交通をつくったとしても、かつて走っていた循環型バスの例を見ると、どうしても欲しいという、あったらいいねという声と実際の利用というところがなかなかつかみかねる部分があるので、ちょっと一步踏み出しかねるなというところがあります。ただ、この先、大きな話の中で総社市そのものがどういうまちづくりになるかというところは一つポイントになるかと思えますので、本当にコンパクトシティのような、そういうぎゅっと凝縮されたようなまちになるのであれば、その部分をうまく、違う交通システムをつくりながら雪舟くんを補完していくような、あるいは雪舟くんを違うシステムで補完していくような、そういうことも考えていく必要があるのかなというふうには感じています。ただ、今の雪舟くんそのもので未来永劫本当にいいのかというと、少々そこは悩みどころがあるなというのは我がほうも感じているところでございます。

答弁が非常に難しかったんで分かりにくい部分があったかもしれませんが、以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 難しい質問の内容に答弁頂戴しまして、ありがとうございました。すみません、私が福祉的と言ったのが、いわゆる収益を得るものではなくて、完璧に財政状況からしたら赤字の、もうそういった事業であると。それは覚悟の上であると。今ハブみたいなお話もありましたし、将来的な。以前のバスが循環していたような、利用者と、これは県北のJR西日本へのいろんな撤退とかどうのこうのの話も近づいてきますけども、1度、中心街の人はまだいいにしても、やはり西部、北部ですとか、そのあたりは若い子たちも、なかなか車の免許を持ってないような年齢の方たちも、やはり自分たちの住んどるところが便利が悪いという御感想をお持ちなので、私は正直個人的には1年、2年ぐらいは1度、その地域、西部地域ですとか北部地域を、循環型を1度

雪舟くんとして導入してもいいんじゃないかなと。利用状況においては、それはまたやめるという形もありかなと。やってみなければ分かりませんし、また利用者が割と、申し訳ありませんが自分勝手に利用されるわけですから、あっても不便だと感じる人は利用しない。あったら利用しようかという方もおられるんで、これはやってみないと分からないと思うんですが、なかなか答えにくいかなと思うんですが、チャレンジをしてみなきゃ分からないと思うんですよね。そういったお声がある限り。西部、北部、やっぱりもっと便利よく形になればどうかと。ドア・ツー・ドアと兼ねて1度、1時間に1本ぐらいの循環をやってみるとか、その辺は、すみません、課長も部長も答弁しにくいかなと思うんですが、チャレンジしますとも言えませんし、ちょっと感触を御回答ください。どんなふうに思われとるかなと。

○委員長（山田雅徳君） 市民生活部長。

○市民生活部長（新谷秀樹君） お答えさせていただきます。

今の雪舟くんそのものは、バス会社、タクシー会社と共存共栄というものをベースにしつつ、雪舟くんの運行を執り行っているところでございます。そういう観点からいうと、確かに土日の運行であったり、夜間、早朝の運行であったりというところは、いろいろ声も聞きます。先ほど出た若い世代の方々、通学に使いたい、雪舟くんがないというような声も確かにアンケートとかではいただいているところは事実でございます。一つチャレンジするかしないかという、チャレンジしたい気持ちはあったんです、かつて。路線型の雪舟くんをやってみようというのをやりたいという思いはあったんですけど、どうしても今の雪舟くんのように公用車を走らせてしまうと、バス、タクシー会社の車両が動かない。そうすると共存共栄のルールが一部崩れてしまう可能性がある。崩れてしまうと交通事業者が撤退する。撤退すると雪舟くんの委託先がなくなるという悪循環になる可能性もあるので、交通事業者の車両や人をうまくいかに使って、今委員がお尋ねのようなところを実証実験のような形でするのは、そこは考えてもいいのかな。やる、やらないは私の口からは言えませんから、検討はしてもいいのかなというところはありますし、あと今後の川西地区や昭和地区の辺りの高齢化率のことを考えると、何らかの対策を打っていかないといけないような時期にもなりつつあるので、そういう面を含めて研究はしていきたいとは思っています。

○委員長（山田雅徳君） 副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 実証実験みたいなお話も頂戴しましたので、考えてみてほしいなと思います。

それと、以前、大分前の代の市民生活部長のときに、私が住んだ地域なんかは同じ団地でも3分の2が倉敷市の方もいらっしやいまして、また赤浜なんかもおられますよね。また、ほかのところもあります。特に阿曾地域なんかは、足守の駅に行きたいというお声もあります。そのことを話をしましたら、市民の方でも断られるのに市民以外を乗車させることはまかりならんと、そういう話は聞いたことがありました。ですけども、市外へ行くのではなくて市内のところに、そういう市外の方が乗って総社市の病院であったり買物であったりするの私は大いに結構かなと。また、阿

曾の方が、どうしてもアクセスするのに今はもう駅が足守が一番近いわけですから、行くのはもう正直ありかなと。市民のためですから。その辺も今後は、断つとる状況が多少ある中では非常に考えにくいかも分かりませんが、必要かなと思います。どんどんどんどん、今日の朝も逆走の問題であったり踏み間違いの問題であったり、その辺の高齢者の運転の問題もニュースに載っておりますので、その辺を考えても、ちょっとその辺も研究をして、いつかはやはりそういった境のところの対応を考えてほしいなと思いますが、これもやるとは言いにくい部分でありますので、部長、すみません、お考えとか御意見をお伺いしたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 市民生活部長。

○市民生活部長（新谷秀樹君） 先ほどのお尋ねの部分、阿曾の地域の方から、かつて私たちの生活圏域は総社よりもお隣のほうが高いんだという声は聞いたこともございます。だから、高松方面へ何とか雪舟くんの乗り入れができないかとか、足守の方面へ行くことも実際にいただきました。

話は違うんですが、今、倉敷中央病院便というのが日の丸タクシーに委託してやっているとあります。総社市から倉敷市へ。倉敷市の管内の駐車場を増やそうと思ってチャレンジしたことがあるんですが、倉敷市の公共交通会議の中で駄目だと。要するにそれぞれの自治体の中で公共交通会議というものがあって、その中でオーケーをもらわない限り行政の枠を超えていけないというふうな、今ルールがあります。ただ、一般市民の方からしてみれば行政の行政区域と生活圏域は違うわけですから、今お尋ねのような課題はこれまでもずっとありましたし、変えない限りはこのままあると思います。

偶然かどうか分かりませんが、ちょうど今、国でライドシェアという名称の下、いろんな規制緩和を提言とか変えていこうとしている中で、ちょうど委員お尋ねの圏域、もっと広域化できないかというふうなところの議論がたしか出されたというふうに記憶していますので、そのあたりでもし緩和されれば、そこはそれぞれの自治体の公共交通会議の中で話し合っ、お互いの市民の方の利便性というのが高まるものであれば御理解いただいて変えていきたいな、変えていければなというふうにと考えるとござりますので、もうしばらくそのあたりは法令等の規制があるので、お許しいただければと思います。

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） ありがとうございます。一つ教えてください。よく市民の方から時間どおりになかなか雪舟くんが来なくて不便なんだと言われるんですけども、ここに対しての改善を、何か具体的にこういうことを取り組んでいるとかというのは今現在ありますか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 三宅委員からの御質問にお答えします。

時間どおりに雪舟くんが来ないというお話はお伺いしたことはあるんですけども、やはり乗り

合いということもございまして、例えば9時便でしたら最初に乗った方を計算して2人目が少し時間がたって10分後、それからその後、2人目、3人目がその後10分後という時間になります。オペレーターのほうで丁寧に御説明差し上げているところではございますけれども、遅くとも次の9時半便にならないように30分以内には、もう今現在は15分ぐらいで必ず行くように運行のルートを決めているところではございますけれども、引き続きオペレーターのほうも丁寧な説明と、それから運行のほうも効率的に考えていきたいと考えております。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。これ、システム上、どうしても乗り合いなので時間どおりに行かないというのは分かるんですけども、大体いつ頃、利用者の方はいつ頃到着するかというのを一番知りたいということだと思うんですが、例えばここ、今、デジタル活用とかしきりに言っているんで、全ての方々に対応はできないかもしれないですけども、例えばメールとかで、あと5分後に到着しますみたいな、そういうような対応をするとか、以前もお伝えしたことがあるんですけども、ネット上で今このあたりを運行していますということを見れたりだとか、そういうことというのはなかなかやっぱり難しいですか。これは予算的なものもあるし、システム的なこともあるんでしょうけれども、多少なりとも利用者の方が使いやすいような、そういうことが検討できないかなと思うんですが、どうでしょう。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 三宅委員からの御質問にお答えいたします。

メールで何分後ぐらいに到着というのは、なかなか難しい、タクシーの運行でも難しいと思います。リアルタイムの発信というのは、なかなかと思います。それから、運行の状況を見える化していくということにつきましては、どこまで可能か分かりませんが、来年度のシステムの導入に当たって、幾らかでも市民の方に雪舟くんの9台の車両がどこを運行しているかというのをお示しできたらなというふうには検討を考えております。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。久米南町でしたでしょうか、AIで配車をぱっとやったりだとか、様々な取組ができるのではないかなと。例えばお金を払うときでも、今はもうICOCAとかそういうもので対応もできるので、そういう時代にマッチしたようなことも検討はしてもらえたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 今後のシステム導入に当たっても、考えてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 以前にもお話ししまして、我々中心部におる者はあまり利用がないと思う

んですけども、料金について300円が500円、1コインにというような話を以前にもしたことがあると思うんですが、このあたりの御検討はどうでしょう。燃料高騰等いろいろあったわけですけども、これからもそういう状況になると思うんですが、個人負担をどんどん増やすというものではないわけですけども、市の財政的なことも考えればそういうことも考えていかないといけないんじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 高谷委員からの御質問にお答えいたします。

料金につきましては、去年の事業評価のときにも議会のほうから提案ということで提言がございました。料金の改定についても検討はいたしますけれども、市民の今の生活状況とか、それから他市のコミュニティバスとかの運行料金の金額も鑑みて、今現在は300円の予定で考えております。今後、500円もしくは400円等の料金の改定については、今後検討していきたいと思っております。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） いろいろアンケートもいただきながら実態を把握されておるとは思いますけれども、まちの中の市街地の方の御意見、そして周辺部の利用される方の御意見、併せて今後十分検討していただきたい、このように思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（山田雅徳君） 答弁があったほうがいいですか。

○委員（高谷幸男君）（続）あれば。

○委員長（山田雅徳君） 答弁があれば。

交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 貴重な御意見をありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件について、さらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思っております。

では、次に移ります。

次に、調査事項の3、専門職の資格についての調査に入ります。

では、当局の説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） それでは、専門職の資格について御説明を申し上げます。

資料の3を御覧いただけたらと思います。

専門職の職員数の推移、過去5年分の4月1日現在ということで表に表しております。

まず、この専門職についてですけれども、ここで計上しておりますのは、例えば養護の教諭であったり消防職員等はここには計上していないんですけれども、ここで計上している専門職の多くは一定の基準というものに基づいて、例えば人口規模が幾らだったら何人以上配置というようなものがある中でというよりは、事務事業や施策を円滑に適正に遂行する上で必要となる専門職の職員を採用しているというような状況が主なものでございます。

そういった中におきまして、保健師は引き続き、今、令和5年度では一定数の確保ができてるといふようなところ、栄養士についても一定数、司書、学芸員についても一定数というところではございます。

建築技師につきましては、令和5年度のところを見ていただきますと1名減という形になっております。前後はいたしますけれども、下の専門職の採用状況を見ていただきますと、建築技師の採用を予定しておりますが、なかなか採用者数が確保できていないというような現状に至っているというところ。

あわせて、土木技師のところにおきましても若干数字が減になっておりまして、こちらについても土木技師の採用人数が予定に達していないというような状況がございましたが、今年度、今月2日に合格発表いたしました。ここで建築技師1名、土木技師については2名の合格の決定というところをしたところをもちまして、来年度では一定数の、採用を予定したい人数の確保は今できているような状況になっているかと思っております。

前後したところ、下のところ、専門職の採用状況というところ、先ほども若干御説明いたしましたところですが、下線引きしているところが採用予定者数に満たないところというところを令和3年、令和4年、令和5年の採用状況で見いきますと、先ほど説明いたしましたように建築、土木というところがちょっと採用予定に届かなかったというような状況が、今年度の採用、合格をもって一定数の確保ができたというふうに認識をしております。

また、専門職の給与等の状況というところなんですけれども、給与条例で規定しています行政職の給与表、あと教育職の給与表と、二つある中の行政職の給与表を適用しております。県内他市の事例で見ますと、病院等をお持ちのところは医療職の給与表等を設けているところもありますけれども、それ以外で特段専門職についての給与表の適用をしている自治体というのは県内にはございません。

また、手当についてですけれども、専門職の採用に当たっての手当というところを特段設けてるというところはない状況でございます。こちらについても他市も特に設けてるという状況はないという現状でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 御説明ありがとうございました。今の話ですと、最新でこの2日の採用試験で、ここに載ってませんでしたけども、建築技師が1名、土木技師が2名採用で、そうすると来年度は建築技師が7名、土木技師が26名になる認識でよろしいですね。確認です。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 岡崎副委員長からの御質問です。

今おっしゃられるとおりの形ではあるんですけども、今年度途中で土木技師について1名退職者が出た関係もありますので、そのところについては1名減ということにはなろうかと思えます。ただ、退職された方の役職等々もありますけれども、実務を行う職にある者なのか、管理職の職である者なのかというところからしますと、業務を行う上での職員確保というところはできているのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 業務上は確保できてるという認識であれば、今のところ必要十分に資格者はキープできておるとしてよろしいということですね。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 今の段階でということになりますとそういう認識しておりますけれども、ここから先、業務の効率化であったり、業務、施策のまたさらに新たなものというようなところとのバランスという部分もありますが、そこでまた必要な部分がいうところが出ますと、この先、将来的においては増員というところを考えていく必要もあるということは認識はしております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 分かりました。

コロナ明けから、どうも人材不足で、人手不足、人材不足。まず、申込者が、土木技師が、これは令和5年4月採用なので前年ですよね。特に土木技師なんかは13名いらっしまったということで、合格に見合うか見合わないかというところで合格した採用者は1名だったというふうになっておるんですが、それが今回は2名を来年度に向けて採用できたということで、これは要は採用に当たるかどうかのレベルが一応重要かと思うんですが、様々ないろんな方が多分申込みをされるかと思うんですが、先ほども他の自治体でも手当等々は別に特に出してはないというお声もあったんですが、今後、本当に人手不足、人材不足を考えると、私はそういった条例改正すれば手当等を出せる可能性があるのであれば、庁舎もできることですし、7万人に向けて総社市がまだまだこれから発展する可能性もあるわけなので、手当を考えても私はいいんじゃないかなと思うんです。人材というのは、本当に長く勤めていただければ40年勤めていただけるわけなので、あと途中で辞めるか

どうかは個人の自由でありますけども、その辺は今後そういった手当についてはどういうお考えを持っているのかどうか、それをお伺いします。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 岡崎副委員長からの質問でございますけれども、手当の部分であったり給与部分というところは、先ほど説明でも申し上げたところなんですけれども、必置の資格というところでない部分という、そういう観点というか、ものがございまして、なかなかそこに額を上乗せするというような発想というのはしにくい部分があるのかなというところがあるのが1点と、あと国、人事院の中でも特にそういったところを設けてというようなところがないところに準じながら運用している中で、その市の独自性というところを出すのがどうかというところに踏み込むかどうかという部分がありますので、どちらかというとな全国的にも技師等の採用というのは、それは民間を含めてですけれども、困難な状況にある中で、市で行う業務の魅力、公共事業の魅力であったり、その中でも総社市の施策等を含めた総社市に対する魅力というようなところを、例えば高校であったりとか大学であったりとか、そういったところによりアピールしていきながら、総社市の魅力というのを伝えて人材確保につなげていけたらなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 今、人事院とかという話も出たんですが、手当を万が一条例改正してつけた場合に、罰則とかその辺は出てくるんですか。

○委員長（山田雅徳君） お答えができそうですか。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） 岡崎副委員長からの質問でございますけれども、特段罰則というところが何かセットというものはございませんけれども、国や県からそこと異なることをするというところに対しての指導というところにはつながってくるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 総務部長。

○総務部長（内田和弘君） 手当についての部分で少し補足させていただくんですけど、手当というものを専門職だけつけるのか、どの専門職につけるのかというところのバランスというのは大事だと思うので、例えば保健師にはつけて土木技師にはつけないというわけにはいかないと思いますので、全体のバランスを見ながらというところを一番に思っております。そういった中で、昨年度、総社市では他市よりも初任給を少し上げさせていただいている状況で、そういったところでアピールもさせていただいておりますし、先ほど総務課長も言われましたけど、学校に行って総社市の魅力なりをアピールすることで昨年度ぐらいから土木技師の申込者数は増えてきている状況でございます。ただ、これ、採用者数が減っているというのは、2年前ぐらいだったかな、岡山市と倉

敷市と同日でやってた時期と、最近は何の日に行っているというところがあって、併願がかかっているんです。合格したんだけど、やっぱり国のほうに行くであるとか辞退者があって、最終的に1人になったというところの状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑は。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） いつ頃までだったか私も覚えていませんが、技師の人が給料が1号高いとか消防職員が1号高いとかということがあったような気がいたしておりますけれども、そのあたりは今お話がありましたように県内他市の中で総社市は少し給料が上がっておるんだということがあるわけですが、一般の事務職よりは1号高いというようなことはどうでしょう。今まであったと思うんですが、いつ頃からなくなったのか、そのあたりが定かではありませんが、そういうふうな方法は取れにくいんですか、取れないんですか、どうでしょう。

○委員長（山田雅徳君） 総務部長。

○総務部長（内田和弘君） 取れるか取れないかという話でいくと取れるとは思いますが、職員のやる気にもつながってくるのだと思いますので、じゃあ事務職は頑張っていないのかというふうに言われると我々としても答えが難しいところもあるので、そういった意味で全体で総社市よく頑張っているという評価もいただいているところもありましたので、他市よりも少し初任給を上げさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 一般事務職よりは技師の採用がなかなかできないということで、1号高いとかということはないんでしょうか、考えられませんか、どうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 高谷委員からの御質問ですけれども、検討の余地というところはあるかもしれませんが、先ほども総務部長のほうからも説明がございましたけれども、採用が困難だからというところをもって上げるというところを特定の専門職に対してやっていくというところに関しては慎重に行くべきだとは思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 県下の保育士が足りないというようなことで、毎月の手当をプラスしながら確保するというので、総社市の状況と岡山市の状況を比べるとまだまだ総社市は低いなという感じもいたしておりますけれども、技師が足りないというふうになれば土木担当員の要望事項に対してもなかなか事業の進捗ができないという状況になろうと思うんです。そうすると、例えば何かいい方法があって採用しながら事業の推進を図っていく、土木担当員の要望も少しでもかなえていく

というふうな方法を今後取っていただければと思いますが、どうでしょう。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 高谷委員からの御質問でございますけれども、そういう御意見のほうも踏まえまして、全体的な、専門職に限らずですけれども、一般の職員等々も含めた全体のバランス、あと全体の業務の状況というようなところを加味しながら検討のほうをさせていただいたらと思います。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

津神委員。

○委員（津神謙太郎君） すみません、お聞きします。土木技師の中でも24人いますよね。これ、水道関係は何人ぐらい。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 土木技師の水道関係というところでございますけれども、今、上水道課に5名の配置をしているところでございます。あと、下水道課で3名という状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 津神委員。

○委員（津神謙太郎君） 年齢的には若い方が多いのか、それともどうなのかというのが、やはり水道関係につきましては、土木もそうなんですけれども、採用されてからすぐにいろいろできるわけではないんで、やはりバランスよく採用していかないといけないと私は思っていますので、そういったことを含めてお聞きしたいんですけれども。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 今現在の下水道課の土木技術職の配置というところで見ますと、年齢層でいうと割と均等な形で配置してるというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、1点だけ教えていただけたらと思います。学芸員のことなんですけれども、今後、市立美術博物館が控えているということで、この学芸員の人数自体を計画をされていらっしゃるのか、6人から随分今後増やしていくというふうに考えているのか、そのあたりの先行きが分かれば教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 三宅委員からの御質問でございますけれども、今現在でというところでは特に将来像というところまでは踏み込んでいないんですけれども、もう少し具現化してきたところで必要な人数というところが出てきましたら、そこに見合う採用というところには取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。この採用予定者数に申込者数がたくさん来ればいいんでしょうけれども、状況によっては、学芸員の状況がよく分かってはいるんですが、全然採用に、応募に来なかったとかそういうことも考えられたりもするのかなとも思ったりするので、計画的に、それとできる限り前もって検討されたほうがいいのかというふうに思ったのでお尋ねをいたしました。今の時点では、じゃあ全く考えていないと。全く考えていないというか、何名という具体的な数字までは考えていないということですね。分かりました。

○委員長（山田雅徳君） お答えは。三宅委員。

○委員（三宅啓介君）（続） いいです。

○委員長（山田雅徳君） 分かりました。何か答弁されることがありますか。ないですか。他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） では、ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件について、さらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思っておりますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

この際、しばらく休憩をいたします。約10分ですが、ちょっと短めにして、この時計で15分再開ぐらいでお願いいたします。

休憩 午前11時6分

再開 午前11時15分

○委員長（山田雅徳君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、報告事項に移ります。

報告事項の1、空き家対策について当局の報告を願います。

人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 報告事項の（1）、空き家対策についてでございます。

空き家対策につきましては、資料4、それから先ほどお配りさせていただいた4枚、4-1から4-4を見ながらの説明をさせていただきます。

先ほど委員長からお話があったとおり、先月の10月23日に総社市空家等対策協議会において御審議、お諮り申し上げました内容の説明をさせていただきたいと思っております。

資料4の、本年6月に公布された改正空家法について、まず説明を申し上げます。

現行法の空家特措法でございますけれども、こちらはどちらかと言いますと崩壊の危険があると

か衛生上有害であるなど危険な空き家について、除却等を促進するために重きを置いた制度と私は認識しております。このたびの改正法では、空き家の利活用に関してや、所有者に管理責任をしっかりと強化すべきといった内容に制度改善されたのかなという印象を持っております。

それでは、上のほうから、主なものにつきまして順番に説明させていただきます。

まず、一番上の青いところに背景・必要性と書いてますけれども、右側に示しているとおり、黄色の活用、それから青色で悪化の防止、それから緑色で除却等、特定空家の対応もしっかりしていくという三つを柱にしている改正法になります。

次に、赤色の法案の概要についてでございますけれども、空き家の動態なども含めて、今回の改正は空き家所有者の、先ほど言いましたけれども、所有者の責務を強化する取組をうたっておるということでございます。現行法の第3条などには、空き家の管理を適切にしてくださいねという努力義務の規定をうたっただけですけれども、今回、改正後の第5条には国や自治体を実施する施策に協力する旨の努力義務という新たな規定が盛り込まれており、これは空き家自体が個人の財産である一方で、活用されずに管理状態が悪化していくことを、これが近所迷惑空き家になり、地域の問題になるということに鑑みて、所有者の責務を強化するものでございます。

それから、次に改正空家法の3本の柱の一つ、黄色の活用拡大のほうを説明させていただきますと、1番では各市町が中心市街地や地域の再生拠点あるいは観光振興を図る区域など、空き家等の活用促進区域の指定権限を持つこととなります。また、空き家等の活用指針を定めて、都市計画法や建築基準法の用途変更、建て替えなどを促進できるように、接道の規制や用途規制の合理化を図る。それから、各市町が区域内の空き家所有者に対して指針に沿った活用を要請することができるなど、この辺が大きなポイントになります。

2番目については、市町が空き家の適切な管理や処分を進めることができるように、財産管理制度について市町の長が裁判所に対して管理人の選任の請求を行うことができるとされております。

それから、2番目の青色の管理の確保についてでございます。

こちら今回の改正の大きなポイントである管理不全空家の新設であります。こちらについては、空き家の状態がそれほど悪くないものと、特定空家みたいな状態が著しく悪い、周囲に悪影響を及ぼしているみたいな間の空き家として管理不全空家という新たなカテゴリを設けたところでございます。これまで特定空家になるまで対応しにくかった空き家についても、行政によって改善の指導や勧告が行えるようになったということでございます。

それから、特定空家の勧告と同時に、勧告を受けた管理不全空家については固定資産税の課税標準の6分の1または3分の1に減額される住宅用地の特例が解除されるなどの制度も盛り込まれているところでございます。これは、住まなくなった管理していない空き家がありながら住宅用地として減税措置を受け続けているという現状を踏まえて、このような空き家がいずれ特定空家になっていくという実態も踏まえて、今回の改正では特定空家になる前の段階からこうした措置を厳格にやっっていこうということでございます。

次に、3番目、緑色の特定空家の除却等でございます。

まず1番では、市町の長に特定空家に関する報告徴収権というものが与えられます。現行法では空き家の立入調査権は認められておるんですけども、報告徴収権が規定されてなかったために特定空家の除却に向けた所有者の意向が聞き取りづらい、聞きづらいという状況がございましたから、改正によって報告徴収権が市町に付与されるということで、勧告なんかが円滑に行えるようになってまいります。

また、②番、代執行の円滑化、緊急時の代執行制度の創設といいたいでしょうか、そういう制度でございます。現行法では、特定空家に対して代執行する際は、指導、勧告、それから命令を行った上で、行政代執行法に基づいていろいろ手続をやっていかにゃあいけんところがございまして、有事、台風なんかで緊急的に特定空家なんか倒壊しそうな場合などは迅速に対処することが必要になるから、このため改正法では災害その他非常時において保安上著しく危険な状況にある特定空家に対しては命令などの一部の手続を経ずに代執行ができるとしております。

それから、3番、財産管理のところでございますけれども、これは現行では民法で土地建物の所有者が不在、不明である場合に、利害関係人の請求により裁判所が選任した財産管理人が管理や処分を行うことができる制度が定められているんですけども、市町村は利害関係人にならなかったというところがあるんですが、今回は改正後に財産管理人の選任請求権というのが空き家の適正管理のためにも必要があるということで、市町の長も選任請求が可能になったという制度改正でございます。

以上が空き家の概要説明になりまして、この改正によりまして空き家の、うちの総社市空き家等の条例を改正していく必要がございます。ガイドラインとか省令なんかはまだ発出されてませんけれども、12月の中旬頃に施行されますので、11月議会において改正空家法の公布に基づきまして条ずれを一部修正させていただいたり、それから県の空き家協議会なんかでも法律のほうをもんだ上で、来年度令和6年度中に本格的な条例改正なんかもやっていきたいと考えております。

法改正が行われて、それで総社市は何をやっていくんですかというところでございますけれども、これは空家等活用促進区域ということを先ほど申しましたとおり定めることができるようになっておりますから、区域を定めていたり、指針をつくる検討をしてみたり、そうしていかないと空き家の用途変更や建て替えが進みにくいままということになってまいります。どこを促進区域にしていくのか、例えば中心市街地だけなのかとか、市の全域で指定すべきなのかとか、そういうところを関係部署と一緒に協議してまいりたいと考えております。

それから、空き家の活用促進については、市町村が中心になってやるということでございますけれども、開発関係の許認可の事務を岡山県がやっておりますので、それぞれ当事者が異なるということになってまいります。ですから、県とも十分にいろいろ協議しながらやっていかないと前に進まないという制度設計になっておりますから、ガイドラインなんか出てきたらいろいろ県ともしっかり打合せをしてやっていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

続いて、すみません、資料の4-1、4-2になります。先ほどお配りした資料です。4-2の地域ぐるみで行う空き家利活用の前に、4-1の所有者の意向調査をやっておりますので、少し御説明させていただきます。

昨年度、空き家の実態調査をやらせていただきました。市のホームページにも掲載させていただいて、空き家が1,652件あって、空き家率が6.2%だったということでございます。議会のほう、一般質問や所管事務調査なんかでも地域ごとの件数や様々な発生原因、老朽度、危険度ランクに分かれているんですよとか、あるいは特定空家の認定なんかについても取り上げていただいたところでございまして、今回は具体には言いませんが、A、Bランクとって住めそうな空き家が結構、956件ぐらいあったということで、半数以上を占めるという報告をされました。市街化区域とか市街化調整区域あるいは都市計画区域外なんかも見てもみますと、市街化区域でも7割程度がAランク、Bランクみたいな。それから、調整区域外、都市計画区域外においても5割程度が使えるような空き家というところで一応推察をされております。

資料4-1の一番上の調査概要でございますけれども、その956件のうち固定資産税の名寄せなんかとマッチングして所有者、管理者が分かったものについて、351件の空き家に対して意向調査をやっておるといところです。回答数は207件の59%あったということでございました。

少しかいつまんで説明しますと、右側に所有者情報と書いてますけれども、空き家の所有者で一番多い世代が70代であったと。次いで80代ということで、赤字で書いてますけれども60歳以上が8割を超えていたという結果でございました。

それから、その下ですけれども、建築時期の問いをさせていただいてます。こちらについては空き家の約7割が旧耐震物件ということで、昭和56年6月よりも前に建てられた古い空き家がやはり多いと。これが7割、71.3%を占めていたという結果でございます。除却や建て替えなども必要になってくるのかなという印象を持ったところでございます。

それから、その下でございまして、建物の利用状況について、問いに対しまして、利用していない空き家が71件あった一方で、複数選択ではあるものの「空き家を利用している」が160件もあったと。そのうち9件は実際住んでおられたという結果も出ている。この空き家調査結果には出てこなかった空き家、人口増推進室の窓口相談だけでもさらに10件、空き家の相談があったと。この実態調査には上がってこなかった空き家があったということです。ですから、空き家の実態を少し深掘りしていく、地域において深掘りしていかないと、なかなか状況がつかめないなということでございます。

裏面を見てください。

今後の利活用についてどうお考えですかという質問です。これも複数選択なんですけれども、売却や貸したいみたいな利活用希望者が85件あって、今までどおりの管理でいいんだよと、自己所有の意思がある方が74件といった具合で、割合がほぼ同じなんかなと思ってます。他方で、解体した

いとか予定なしなどの意見も一定数あることが分かってきました。

アンケートの最後に、空き家の利活用で困り事、心配事の問いをさせていただいたんですけれども、売りたいけど相手が見つからないとか、売りたいけど空き家が傷んでいるのでどうやったらいいか心配であるとか、そのほか空き家の残置物や相続関係の整理ができてないとか、田んぼや畑をどうするんだ、山林はどうするんだ、併せて売りたいなんかの御意見が寄せられたところであって、このあたりももう少し地域に行って状況を聞く必要があるのではと思ったところがございます。

この調査表を送らせていただいた方のうち2割の方、70件から、空き家百選、空き家バンクに資料請求があったと。うち8件の方が空き家百選に実際にもう登録していただいたというところがございます。現在、下見会の準備なんかをやって流通に向けて動き出したというところがございますけれども、利活用希望者が85件あって、空き家百選の資料請求が70件あって、登録申請が8件ということで、空き家百選を十分御理解された上での登録ということになるので、なかなかいっぱい一気に百選が増えるということにはなりませんけれども、なかなか書類のやり取りだけだったら空き家の利活用にはつながらんのかなという率直な感想を抱いた次第です。

そこで、資料4-2をおはぐりください。空き家の実態とか所有者の御意向であるとか、ある程度分かってきて、これからほんなら何をやっていくんですかというところもある。それから、本当の空き家はどこにあるんかとか、売りたい空き家を掘り起こしていかないと空き家が埋まらないみたいなどころを、少し地域に下りてやっていかないと行政だけではなかなか情報を得るところが難しい。最終的には所有者の御意向にはなると思うんですけれども、地域と連携していろいろ取組をやっていかにゃあいいんのかなということで、今日はスキーム案について協議会でもお話しさせていただいた内容を載せさせていただいています。

青色の矢印がありますけれども、この流れが空き家百選の流れでございます。この中に、市役所、空き家百選と空き家の所有者、それから活用希望者ということで3人出てまいりますけれども、今の流れは実際に空き家を売りたい、貸したい人が市役所に百選の登録をしに来られて、それを我々が入力して住まいる岡山に掲載する。下見会等々を行った上で、マッチングがあり、それで成約につながるみたいな格好でございます。その中に、一番左で地域という、写真つきで載せとんですけれども、そういう地域というステークホルダーを少し加えさせていただいて、従来は今言うたように市役所に来られて百選に登録してみたいな、事務的にやっていたところを、少し地域ぐるみで空き家マップみたいなものを作って、実態をもう少し掘り起こして、空き家を埋めて人を呼び込むみたいなことをしてみたいな、やってみませんかということでもあります。緑の矢印のところ、それから赤で新と書いてあるところが新たな施策案みたいなところがございます。地域と一緒に空き家マップを作る。作成については、地域づくり協議会であったり、自治会であったり、町内会であったり様々、地域の実情に合うようなことになるんでしょうけれども、空き家の情報収集をそこでいろいろやっていく。それから、売りたい人、貸したい人の状況が分かって

くると。それが把握できたら、行政などが地域に行って相談会をやる。百選につなげて、流通につながって、その空き家に人が移り住んで、住民登録をしていただけたらいいなということで、そういう自治組織の取組に対してインセンティブみたいな、交付金みたいなものを付与することをやってまいりたいと考えているのがこの絵でございます。まだインセンティブの金額であるとか、まだまだ煮詰めていくところが結構ございまして、単純には行かないとは思いますが、地域へしっかり下りていろいろ話をしながらやっていかないと、なかなかこの空き家問題は解決しないなという認識を持っておるところでございます。

それから、新しいところでいうと、そうじゃ空き家百選から左の斜め下に緑の矢印で所有者応援金というのを引っ張ってます。これは、アンケートでもあったり、いろいろ不動産屋へ下りていって話を聞くと、やっぱり空き家の残置物であるとか相続が整理できないことに対して心配事ですね。これは費用がかかるんで、その辺が少し心配だという御意見を頂戴してます。これを少し補えるような応援金みたいなものを出させていただいて、少し所有者が空き家を手放すきっかけみたいなものになるんでしょうか、そういう空き家百選の登録の促進を図っていきたいということで、応援金みたいなものもつくっていきなと考えてます。こちら金額なんかもこれからいろいろ考えていきなと思っております。

空き家問題については、協議会委員に少し座談会ということでお話ししたんですけども、この取組についてはやってほしいということで意見はいただけてます。それから、少し紹介しますと、実際のマッピングみたいな作業について、9月、10月ぐらいに秦と神在と池田についてモデル的に少し作業をやらせていただきました。やっぱり地域の人が一番空き家の存在を知っていると、うちが調べた空き家マップを見せたところ、ここは住んどるとか、ここは誰々に言やあ分かるでとか、そういう情報も地域の人がやっぱりよく知っているというところが本当に認識できたところで、やっぱりうまく地域と協働しながら空き家対策の取組をやらないとなかなか前には行かないなということでございます。

この地域ぐるみについては、説明は以上です。

すみません、4-3です。

固定資産税の減免制度の案でございます。こちらについては、空き家ということが、所有者が適正な管理を行うことが大前提というところがございますけれども、倒してしまいますと固定が上がるじゃないかみたいな、ということで空き家を倒したくないという人もある程度いらっしゃるということで、少し減免制度みたいなものを構築したいなと考えております。

空き家対策は利活用と管理保全と除却ということなんですけれども、少しスキームをお話ししますと、ここの要件の下に書いておるとおりですけども、倒すと上がる。非住宅用地ということになりますから上がってしまうということがあるので、その矢印の右側のほうに書いておるとおり減免の適用を少しやらせていただいて、倒しやすくするみたいな取組をやりたいなと考えてます。住宅用地の特例について少し触れますと、1月1日が固定資産税の賦課期日になってまして、

建っている税金が下表の6分の1という、税額が低く抑えられているということで、解体して更地にしたらその特例適用がなくなるわけで、そのため空き家を放置するみたいな悪循環になってますから、少しここを補うような制度設計ができればなと思ってます。要件につきましては、旧耐震、昭和56年5月31日以前に着手した住宅ということで、第14条の2の勧告を受けてないということを対象としていきたいと考えてます。除却をしていただいて、固定資産税の減免を一定期間やらせていただくという制度をつくって、そうしたらその除却した跡地、宅地で残るわけですけども、そこも宅地バンクみたいなものをこしらえて、流通に結びつくようなものをやりたいなど。ホームページなんかでお知らせしていきながら、あるいは不動産屋に情報を提供していきながらやりたいなと考えてます。

一番下が空き家状況を書いてますけれども、令和4年度の空き家実態調査で戸建て住宅空き家棟数が1,222件あったということです。次の行に住宅の除却の件数を90件、そのうち空き家が40件あったと。除却の4割程度が空き家ということになっていたという結果を載せてます。その除却後に、その下の段、行ですけども、新築戸建てにつながったものが10件程度あったということで、数値だけ見ると、有効な土地については埋まっていくのかなという期待を込めて考えている制度でございます。

この4-2と4-3の取組については協議会でもお諮りして、取り組んでほしいという御意見を頂戴したところでございます。

最後に、資料4-4です。特定空家の認定の報告です。

記載の空き家5件については、10月23日に開催させていただいた空き家協議会において御審議いただきました。委員の皆様からは特に御意見なく、認定すべきとのことでありました。空き家の位置については御覧のとおりで、中原、上林、久米、岡谷、新本の各5地区の空き家、計5件ということです。この5件の空き家は、危険空き家の判断基準による判定の結果、不良度判定が高い空き家で特定空家に該当するというところで、昨年度実施した実態調査でも緊急性が高いと。既に御近所、それから道路なんかにはみ出している、悪影響を及ぼしている空き家であったり、おそれが高いものも特定空家として認定するというところでございます。このまま放置したらいずれ倒壊もしかねないみたいなどころもありますから、認定を行おうとするものでございます。

説明は以上です。

○委員長（山田雅徳君） それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） 1点だけ教えてください。

空き家のほう、売却、賃貸というところで、売手の方が、不動産業者との兼ね合いになると思うんですけども、幾らで売りたいとか、そういうのは不動産業者との話合いで、ただ売手の方が条件に合わない金額で不動産業者のほうから言ってくられたというような件も一つ聞いたことあるんで

すけれども、その辺は売却の金額等々の交渉というのは不動産業者になるんですかね。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） ありがとうございます。売買金額というか、そのあたりは下見会というのを、事前に業者が来られて所有者とお話しする中で、幾らで売りたいとか、この物件についてはこれぐらいじゃないんかとか、双方合意の上、例えば10社来られたら一番理想的な業者と、仲介業者ですけれども、そこと話をさせていただいて、1社専属媒介ということで決めていただいて、それが売買金額の格好になるということでございまして、話ができる状況になってますということで、下見会でそういう説明はしておるといふところです。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 他にありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） ちょっと教えていただきたいと思います。この資料の4-1の一番左上のところに、税情報から所有者を特定できた空き家を対象というふうに書いてありまして、空き家問題の難しいのは建物の持ち主と土地の持ち主が全く違ったり、そもそもさっき言われたように所有者が一体誰なのか分からないというところが一つかなり大きな問題点があるというふうに認識しているんですが、この352件というのは税情報の上下が一致した人というふうに理解すればいいのかわ、税情報が特定できた、所有者が特定できたというのはどういうふうに理解すればいいんでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 空き家に対する物件の所有者の調査なので、固定資産税の名寄せなんかを見させていただいて、現実の所有者、生きておられる方が所有の場合もあるし、納税管理人といいますか、そういう実際に税金をお納めている方なんかを、これはゼンリンの実態調査なんで、あと筆地番なんかも突合で、ゼンリンが持つとる筆地番と固定資産税、我が総社市が持つとる筆地番が一致しないとなかなかその辺の空き家の特定もできないというところなんで、固定資産税の情報を見たり、それから住基の情報を見たり、いろいろそういうのを活用しながらマッチングしたものについて、取りあえずA、Bランクで分かるものを送らせていただいたといふところです。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 以前、母屋ランクというのを示されて、これのAとBを合わせたら九百五、六十件ぐらいあると。そのうちの税情報で所有者を特定できたのが351件だと。だから、残り600件ぐらいは税情報すら分からないので、例えば土地の所有者が誰かと、建物の所有者が誰かというのが分からないということですかね。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） すみません。前回の所管事務調査でも言うたんですけれども、

第1弾を取りあえずやらせていただいて、これから第2弾をやる予定なので、取りあえずA、Bランクでマッチングできたものについて早急に送らせていただいた。残りの600件がマッチングできてないというところじゃなくて、引き続きやってまいりますので、そういうことでございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

もう一件、別のことで、報告事項なんですちょっとお尋ねするだけなんですけど、最後の資料4-4、特定空家、5件ほど今後指定していく予定ですよという話なんですけど、恐らく総社市内には特定空家にしてもらいたいというか、あるいはかなり倒壊の危険があるから何とか市に対応してほしいという、多分地域要望みたいなのがまだほかにもたくさんあると思うんですが、この5件を選定した選定基準というのはどういうところにあるのかなというのを知りたい。今後、例えば市のほうに地域の人から、あそこを特定空家にしてほしい、ここもしてほしいとどんどんどんどん来たときに、先ほどの協議会で、そもそも土台に上げるのか、協議会の土台に上げる前に却下するのか、そのあたり、どういうふうな判断基準をされるのかなというところを知りたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） 今回の特定空家の選定ですが、こちらは昨年度実施したゼンリンの調査、この結果を受けて、ゼンリンのほうに特にこれは緊急性があるといったものが全部で16件ぐらいあったと思うんですけども、その中で所有者がすぐ分かったもの、こちらのほうをまず御審査してもらってます。ですから、残りもこれからもう少し調べていって、把握できたものは順次していこうと思うんですけども、やはり特定空家になっているものはなかなか所有者が把握できないものが多いので、まずはすぐ分かったもの、そちらを特定空家として認定していく予定をしております。

以上でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他にありませんか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） この特定空家が1,652件ですか、あるわけですけども、来週もS-スタとの連携で現地を案内されるというようなことがあると思うんですが、年にどれぐらいそういうふうな事業というんですか、実施されておるのかということが1点。

もう1点は、空き家へ来てほしい、これはもう全国的な絡みで、どうしても人を引っ張り合いこというふうになるわけですけども、そのあたり、就職、ハローワークとの連携はどうでしょうか。そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） ありがとうございます。S-スタとの共同開催といいますか、11月17日ですか、やらせていただきますけれども、これは募集をかけたのは土地物件のいいとこ

ろを巡るみたいなのというのと、それから午後に空き家の相談会みたいなことをやらせていただこうと思ってます。S-スタとは連携をしてますし、今現在も連携して、S-スタに御相談があれば我々にも電話がかかってきて、空き家のことなんでとかという、連携を図りながらやっている。それから、定期的に、日曜日なんですけれども、空き家相談会みたいなこともやっている。それから、別個ですけれども、リブ21なんかでも空き家相談会をとということなので、引き続きこういう出前のものはやってまいりたいと考えています。

それから、ハローワークというのがちょっと分からない部分があって、詳しく教えてください。すみません。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） ハローワークというのが、要するに東京とか大阪とかからこっちへ来てほしいということになると、やはり職がないと来てくださらないというふうになると思いますので、そのあたり、ハローワークとの連携も含めながら、ここへ来てくださればこういう仕事もありますよというようなことの御説明なりができるかどうか、そのあたりはどういうふうな取組をされておるかなということ。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長ですが、その前に、少し報告事項から逸脱していると思いますので、答弁できるのであればそこまで一旦切りたいと思いますが、答弁ができますか。

人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 空き家窓口相談とか移住フェアなんかでも、就職どうなんですかということになりますとハローワークを紹介するというのを各市町やってます。だから、空き家と雇用なんかをセットで御相談があったらハローワークを、どこの市町もそうなんですけれども、御紹介するというので、お試し住宅なんかを活用した折に行かれる方もいっぱいいらっしゃるという状況でございます。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 前回の報告のゼンリンが調査した時点では、A、B、C、D、Eランクで合わせて1,652件でしたけれども、いろいろ聞き取りでA、Bだけでも160件が利用しているということになってくると、これは現段階でもマイナス160なので1,500件を切るのかなと。そうなると、どんどんどんどん、若干、正式に細かく追求していくと減るという認識をもうされてますか。その辺はもう一遍、A、Bランクの、今、税情報と合わせただけで取りあえず351件送られたわけですけど、もっと減ってくるという認識でよろしいですか。その辺が大体いつ頃までにトータルの本当の空き家というのを把握されようとしているのかもちょっと。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） ありがとうございます。160件あったということでございます。

けれども、居住していない、使用していないとか、管理はしてるんですけどもという、利用というのがどういうあれで回答されたんか分かりませんが、年間を通して住んでいないとか使用していないとかということになるともう少し、160件がどうなんだというところはあるんです。ただ、こういう実態をいろいろ地域に下りてやっていると、実は住んでいたというところとか使用を結構な度合いでやっているとかということが分かってくれば減ってくるんでしょうけれども、これから空き家になってくる物件も出てくると考えますから、その推察というのはちょっと難しいかなと考えてます。

○委員長（山田雅徳君） 副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 正直、毎年毎年経年劣化していくものですから、担当課からしたら切りがなくなるというかゴール地点が見えなくなるので、マンパワー的なところでも心配をしておるんですが、1名増とか2名増とか、欲しかったら言ってくださいね。

○委員長（山田雅徳君） お答えはよろしいですか。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

しばらく休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後0時1分

再開 午後0時57分

○委員長（山田雅徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の2、新庁舎建設工事の進捗及び変更についてであります。

当局の報告を願います。

財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） それでは、報告事項2、新庁舎建設工事の進捗及び変更について御説明を申し上げます。

まず、進捗についてでございます。

資料の5、建設工事工程表を御覧ください。

庁舎棟、議会棟の全体の工程スケジュールにつきましては、8月にお示したものと大きく変更はございません。

現在の工事状況でございますが、庁舎棟につきましては資料の庁舎棟基礎工事のうち耐圧盤コンクリートがおおむね完了いたしまして、今日、最後を見ております。今月末までに免震ゴムの据付けを行ってまいります。また、議会棟につきましては、現在、基礎のコンクリートの打設と配筋の組立てを行っております。10月末現在の出来高でございますが、建築主体工事が14.6%、電気設備工事が8%、機械設備工事が6.3%となっております。

次に、工事変更についてでございます。

資料を1枚お開きください。

現在想定しております工事変更は2点ございまして、まず1点目としまして庁舎棟の各階外側のひさしについてでございます。

もう一枚、資料をお開きください。

図がついていると思います。2階以上の各階外側には和風をコンセプトにしたひさしを設けることとしておりますが、その造形方法を現場での型枠工ではなく工場製作の造成に変更しようというものでございます。

変更の理由といたしましては、工事当初の住民説明会で、騒音、振動等の対策を要望されております。また、市役所南側近隣住民の方々からも対策の要望を伺っております。その要望を受け、騒音をできる限り少なくする工事を検討する中で、工場生産に切り替えることによって現場型枠の脱型、解体時に発生する騒音をより少なくすることができ、長期間にわたる工事において近接する南側の住民の皆様や現庁舎に来庁されている市民の皆様に対しても騒音対策として有効であるために変更しようとするものでございます。

また、その他のメリットではございますが、工場生産をすることによってより精度が上がり、現場打ちと比べて補修の必要も少なくなることが想定されます。長期間利用する庁舎として維持管理の低減にもつながるといふふうに考えております。

もう一点の変更につきましては、インフレスライドによる増額でございます。

資料、1枚お戻りください。

インフレスライドとは、労務費や資材単価等の急激な変動に対応するために請負契約書において規定をされているもので、社会情勢等、予期することのできない特別な事情により工事期間内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーション等を生じ、請負金額、請負代金が著しく不当になったときに工事請負者が契約金額の変更を請求できる措置でございます。

なお、対象工事につきましては、工期が2箇月以上残っている工事で、残工事全体が対象となりまして、対象経費につきましては労務単価、材料単価、これらに伴う現場管理費や一般管理費などでございます。また、請負金額の変更額につきましては、該当工事における評価金額のうち、当初の請負金額から出来高部分を除いた金額の1%を超えた金額となります。

総社市の庁舎建設工事につきましては、建築主体工事につきましてはこの7月に請求がございまして、電気設備、機械設備の各工事につきましては令和6年4月以降に請求が出るということ聞いております。現時点での概算ではございますが、3工事合わせて全体工事費の9%程度の増額変更が必要と考えております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、教えてください。この増額予定金額というのは、これはもう単市の持ち出しということになるんですかね。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 今、合併特例債等の金額につきましては、おおむね令和6年度で、今、支払いを予定している金額の中で上限額に到達するというふうに聞いておりますので、実際には単市というか起債であり、基金なりというものの中で単市も含めて対応していくというふうに考えております。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他にありませんか。

副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 確認をしたいのが1点だけあります。今年の2月に公共工事設計労務単価を5.2%引き上げて2万2,000円強になっておるとおもいます。これにはインフレスライドのほうは反映されると思って認識してよろしいですか。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 今回、7月以降の金額ということで単価が変更になっているものということになりますので、当初の設計はもっと前になりますので、この7月の単価は今回のインフレスライドの中に含まれているというふうに考えております。

○委員長（山田雅徳君） 他にありますか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 大変な補正額ということになるような気がいたしておりますが、現時点での総額及び財源内訳の一覧表をお願いしたいと思うんですが、どうでしょう。

○委員長（山田雅徳君） 資料請求でよろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 分かりました。それについては、こちらでまた確認をさせていただきます。

他に質疑はありますでしょうか。

副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 進捗状況について、予定どおりということだったんですが、お願いがあります。昨日も非常に悪天候とか風の注意報が出たかと思えます。工事現場におきまして、タワークレーンが倒壊をしたり、足場が倒壊をしたりすることがありますので、我が庁舎新築工事に至ってはそんなことがないように当然安全管理をされると承知をしておりますけども、重々その辺も徹底をまた願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 工事現場の安全管理については現在も十分行っておるつもりではございますが、今後につきましてもいろんな要因があると思いますので、重々業者のほうと話をしながら安全管理には努めてまいりたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

また、先ほど資料請求、総額や財源内訳等ということがありましたので、また正式にお願いをさせていただきます。よろしく申し上げます。

（「概算でいい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 概算の範疇、言える範囲の中でという形ですね。

（「まだ正式には契約が」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） またそこは相談をさせていただきたいと思います。

では、次に報告事項の3、井原鉄道に対する固定資産税及び都市計画税の課税免除について当局の報告を願います。

交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 井原鉄道に対する固定資産税及び都市計画税の課税免除について御説明いたします。

井原鉄道株式会社に対する固定資産税及び都市計画税の課税については、井原鉄道の経営安定化のため、開設当初である平成11年度から免除の措置を講じており、井原鉄道株式会社が所有し、又は使用する固定資産に対する課税免除に関する条例により、その期間は平成25年度に延長され、令和5年度までとなっております。このたび、井原鉄道より、課税免除期間の延長の要望が提出され、井原鉄道の経営状態等から引き続き課税免除の延長を行おうとするものです。

課税免除の対象としているのは、市内にある井原鉄道の所有する土地、家屋及び償却資産のうち井原鉄道の事業の用に供するものを沿線自治体で案分した資産についてでございます。沿線自治体とは、総社市、倉敷市、矢掛町、井原市、福山市であり、いずれの市町も令和5年度まで課税免除としております。家屋に関しましては、駅舎、ホーム、倉庫など、償却資産とは、車両、軌道、踏切、電気設備等でございます。

井原鉄道が地域に密着した公共交通機関であり、今後の経営見通しの中で安定的、永続的な運行を確保するために、今までの経営を鑑みて、引き続き令和6年度から10年間の課税免除を実施する必要があると考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 御報告ありがとうございます。

資料によりますと、これでいくと開設当初からは15年、その次に10年、そして延長が10年というものでよろしいですか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 岡崎副委員長の御質問にお答えします。

そのとおりでございます。

○委員長（山田雅徳君） 副委員長。

○委員（岡崎亨一君） それは、もう経営状態を保っていくためにはやむを得ない措置かとは思いますが、ちょっとすみません、新聞紙上でも黒字のときもあったとかという報道があったかと思いますが、当然この課税免除しなければ赤字ということになると。どこが固定資産税の金額が多いか分かりませんが、当市においては約500万円、令和5年度、年度ですよ。10年間でいうと5,000万円ということに、若干減ってくるのか分かりませんが、減価償却等々がありますから。そういった形で、だからこれが減免しなければ当然井原鉄道は赤字という認識でよろしいですか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 岡崎副委員長の御質問にお答えいたします。

井原鉄道において黒字の報道があったとのことですが、令和4年度の決算において、令和4年度決算では最終損益が黒字になりましたが、累積の損失は約1億円で厳しい経営状況ではございます。

それから、10年間で約5,000万円とのことですが、減価償却のものになりますので、5,000万円までは行きませんが、令和5年度が500万円ですから、掛けるで5,000万円を下るぐらいの金額と考えております。

○委員長（山田雅徳君） 副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 公共交通でありますのでなくすわけにはいきませんので、でも当然この減免がなくなると非常に厳しい経営という認識に立つと、この減免は恐らくこれから、今10年という話ですけども、さらにその後も続いていく可能性があるなという認識になるんですが、そんな感覚を持っておいてもよろしいですか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 岡崎副委員長からの御質問にお答えいたします。

減免をすることにより資金収支はしばらくはプラスで推移する見込みとは考えておりますが、その先、経営状況によるため、いつまでかという回答は難しいところでございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 先ほどからお話がありましたように、年間で500万円、10年すりゃあ

5,000万円ということですが、今までの総額をまた教えていただきたいと思うんですが、それには均等割であるとか路線の延長割であるとかということもあるのではないかと思います、さらに税ということになれば市あるいは町であろうと思いますが、広島県、岡山県からの支援はこういうものについてはないのでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 高谷委員からの御質問にお答えいたします。

総社市で減免している額、平成11年からになります、令和5年度までで約1億7,000万円を超えるぐらいというふうに推測しております。

それから、他市、倉敷市、総社市、井原市、矢掛町、福山市の減免というのは固定資産に対する減免ですので、固定資産の減免はこの5市町になります。岡山県、広島県の補助等につきましてはまた別で、総社市のほうも井原鉄道のほうに補助をしておりますが、ほかの市町も加わっての補助の実績はございます。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもって、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時17分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 山田 雅徳